

改正 (パブリックコメント) 案	現 行 告 示
<p>建築基準法施行令 (昭和 五十五年政令第二百二十八号) 第八十条の二 第五号の規定に基づき、<u>膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法</u>に関する安全上必要技術的基準を第二から第三までと定め、同条第二十条第五項第五号の規定に基づき、<u>膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法</u>に関する安全上必要技術的基準のうち耐火性等関係規定を第四と指定し、同条第八十二条第二項ただし書の規定に基づき、<u>膜構造の建築物又は膜構造その他の構造</u>を併用する建築物の構造計算が、第五から第八までと遵守する場合においては、当該構造計算は許容応力度計算と同等以上に安全を確かめることができるものと定める。</p> <p>膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要技術的基準を定める等の件</p> <p>第一 適用の範囲等</p> <p>この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 骨組膜構造 鉄骨造その他の構造の骨組に膜材料を張り、当該骨組及び当該膜材料を一体とし、膜材料に張力を導入して荷重及び外力を負担することができる安定した平面又は曲面とするところ、構造耐力上主要な部分である屋根成又は壁を記す構造をいう。</p> <p>二 サブペインツ膜構造 構造用ガラスに膜材料を張り、膜材料に張力を導入して荷重及び外力を負担することができる安定した平面又は曲面とするところ、構造耐力上主要な部分である屋根成又は壁を記す構造をいう。</p>	<p>建築基準法施行令 (昭和 五十五年政令第二百二十八号) 第八十条の二 第五号の規定に基づき、<u>膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法</u>に関する安全上必要技術的基準を第二から第三までと定め、同条第二十条第五項第五号の規定に基づき、<u>膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法</u>に関する安全上必要技術的基準のうち耐火性等関係規定を第四と指定し、同条第八十二条第二項ただし書の規定に基づき、<u>膜構造の建築物又は膜構造その他の構造</u>を併用する建築物の構造計算が、第五から第八までと遵守する場合においては、当該構造計算は許容応力度計算と同等以上に安全を確かめることができるものと定める。</p> <p>膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要技術的基準を定める等の件</p> <p>第一 適用の範囲等</p> <p><u>膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法</u>は、次のいずれかに定めるところによるなければならない。</p> <p>一 骨組膜構造 鉄骨造その他の構造の骨組に膜材料を張り、当該骨組及び当該膜材料を一体とし、膜材料に張力を導入して荷重及び外力を負担することができる安定した平面又は曲面とするところ、構造耐力上主要な部分である屋根成又は壁を記すほか、次に定めるところによる。</p>

二 略

ハ (1) (3) 略

ロ 略

イ 略

十 骨組構造は次記述するに限らる。

2) 構造物の建築物又は建築物の構造部分の構造方法は、次に掲げる構造物の種類は、ついでにこれを該各号に定めることとする。ただし、建築基準法（昭和十五年法律第百一十号）第八十五條第 一 項又は第四項に掲げる仮建築物（以下これを「仮建築物」といふ。）については、構造耐力上支障のない構造方法とし、場合によっては、第一号に定める限りでない。

二 構造耐力上主要部分を用いる壁面使用する鉄骨造その他の構造物の骨組は、令第 三 章 第 二 節 から 第 七 節 の までの規定に準ずると。

ハ 構造耐力上主要部分を用いる壁面使用する材料は、鉄骨造その他の構造物の骨組に準じ、（建築基準法施行令（以下 令」といふ。）第八十六條第 一 項ただし書の規定によつて特定行政庁が指定する多雪区域にあつては、一メートル以下の間隔で定置せらるゝ。ただし、第五号定め、構造計算によつて構造耐力上安全であることが認められた場合にあつては、この限りでない。

(1) (3) 略

ロ 構造耐力上主要部分を用いる壁面（張力を導入した膜材料及び当該膜材料と一体なる骨組又は構造用ケーブルにより荷重及び外力を負担するものをいふ。以下同じ。）の水平投影面積又は鉛直投影面積のうち最も大きい面積（以下 壁面の投影面積」といふ。）の建築物全体における合計は、平方メートル以下とする。ただし、次に定める構造方法とした場合にあつては、この限りでない。

イ 建築物の高さは、二メートル以下とする。ただし、第五号定める構造計算によつて構造耐力上安全であることが認められた場合にあつては、この限りでない。

一 サスペンション膜構造 次の各号に掲げるど

イ・ロ 略

第一膜面の構造 略

2 略

一 糸、はがれ、磨耗その他の耐力上の欠点のないものとする

二 膜材は次の表の基布（繊維糸を使用し、織布又は網目状織物をい。以下同じ。）に使用する繊維糸の種類に応じて、コテイング材（基布の磨損防止等のために基布に塗布し又は張り合わせる樹脂又はゴムをい。以下同じ。）を塗布し又は張り合わせたものとする。ただし、仮設建築物にあつては、この限りでない。

	基布に使用する繊維糸	コテイング材
(一)	略	略
(二)	略	塩化ビニル樹脂、ポリウレタン樹脂、 ふつ素系樹脂（四ふつ化エチレン樹脂、 四ふつ化エチレン、 ポリアルキルビニルエーテル共重合樹脂、 脂及び四ふつ化エチレン、 ふつ化プロピレン共重合樹脂を除く）、 クロロペンゴム、クロロスルホン化ポリエチレンゴム又はポリイソ
(三)	ポリアミド系、ポリアミド系、 ポリエステル系、ポリビニルアルコール系の合成繊維糸又はこれらと混織される天然繊維糸、 繊維糸若しくはポリイソ系樹脂	塩化ビニル樹脂、ポリウレタン樹脂、 ふつ素系樹脂（四ふつ化エチレン樹脂、 四ふつ化エチレン、 ポリアルキルビニルエーテル共重合樹脂、 脂及び四ふつ化エチレン、 ふつ化プロピレン共重合樹脂を除く）、 クロロペンゴム又はクロロスルホン化ポリエチレンゴム

一 サスペンション膜構造 構造用ケーブルに膜材を張り、膜材に張力を導入し、荷重及び外力を担持するもので、たるみ又は歪みを生ずる平面又は曲面とする。このほか、構造耐力上主要部分に於ては、建築又は構築物にほかに、次に定めることとする。

イ・ロ 略

第一膜面の構造 略

2 構造耐力上主要部分に用いる膜面使用する膜材は、次の各号に掲げる基準に適合しなければならない。

一 膜材は次の表の基布（繊維糸を使用し、織布又は網目状織物をい。以下同じ。）に使用する繊維糸の種類に応じて、コテイング材（基布の磨損防止等のために基布に塗布し又は張り合わせる樹脂又はゴムをい。以下同じ。）を塗布し又は張り合わせたものとする。ただし、建築又は構築物（以下単に「仮設建築物」とす。）にあつては、この限りでない。

	基布に使用する繊維糸	コテイング材
(一)	略	略
(二)	略	塩化ビニル樹脂、ポリウレタン樹脂、 ふつ素系樹脂（四ふつ化エチレン樹脂、 四ふつ化エチレン、 ポリアルキルビニルエーテル共重合樹脂、 脂及び四ふつ化エチレン、 ふつ化プロピレン共重合樹脂を除く）、 クロロペンゴム又はクロロスルホン化ポリエチレンゴム
(三)	ポリアミド系、ポリアミド系、 ポリエステル系、ポリビニルアルコール系の合成繊維糸	塩化ビニル樹脂、ポリウレタン樹脂、 ふつ素系樹脂（四ふつ化エチレン樹脂、 四ふつ化エチレン、 ポリアルキルビニルエーテル共重合樹脂、 脂及び四ふつ化エチレン、 ふつ化プロピレン共重合樹脂を除く）、 クロロペンゴム又はクロロスルホン化ポリエチレンゴム

三〇三三 略

三〇三三 略

第三 膜面の定着 略

一〇三三 略

2 略

1 略

一 合成繊維糸による幕布として膜材料以外の膜材料を使用する場合は、  
は、第五第二項第五号に定める構造計算（暴風時に限る。更に、令第八十二  
条第五号の表に定めるWについては、第八十七条に規定する風圧の二分の  
一に相当する風圧によつて生ずる力とする。）を行つた接合部分の二分の一  
以上の部分が遊離しないことを確かめると。ただし、仮設建築物にあつて  
は、この限りでない。

第四 耐久性等関係規定の指定

第五第二項、第五項第七号から第十二号まで、第三項第二号から第二号まで  
（第四項第二号イ①、②及び⑤、ロ①及び②、ハ①及びニ①）及び同号の  
表並びに第三項第三号及び第四項の規定で定める安全上必要な技術的基準  
を耐久性等関係規定として指定する。

第五 第八 略

三〇三三 略

三〇三三 略

第二 膜面の定着 略

一〇三三 略

2 膜面に使用する膜材料（膜材料以外の部材又は金物を常時接触状態とする場  
合にあつては、次で定めるところによらなければならない。）

1 略

一 第五第二項第五号に定める構造計算（暴風時に限る。更に、令第八十二  
条第五号の表に定めるWについては、第八十七条に規定する風圧の二分の一  
に相当する風圧によつて生ずる力とする。）を行つた接合部分の二分の一  
以上の部分が遊離しないことを確かめると。ただし、合成繊維糸による幕布  
として膜材料を使用する場合は、この限りでない。

第四 耐久性等関係規定の指定

第五第二項、第五項第七号から第十二号まで、第三項第二号から第二号まで  
（第四項第二号イ①、②及び⑤、ロ①及び②、ハ①及びニ①）及び同  
号の表の規定で定める安全上必要な技術的基準を耐久性等関係規定として指定  
する。

第五 第八 略